

主に高校生等を対象とした
修学支援制度のご案内

◆宮崎県では、向学心に富みながらも経済的理由により修学が困難な生徒のみならず、奨学金などさまざまな支援制度を設けております。
支援制度の利用を希望される方は、各実施機関・問い合わせ先にご相談ください。

◆原則として、奨学金は貸与ですので、必ず返還しなければなりません(返還免除に該当する場合を除く)。将来、返還が大きな負担になることも考えられますので、保護者の方と十分に相談した上で、これらの制度をご利用いただきますようお願いいたします。

※この他にも、各市町村が設けている奨学金制度や、金融機関の教育ローンなど、さまざまな制度があります。
詳しくは、各実施機関へお問い合わせください。

		宮崎県育英資金	宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励資金	宮崎県生活福祉資金	母子父子家庭福祉資金	宮崎県林業後継者 育英資金貸与事業
種別		貸与(無利子)	貸与(無利子)	貸与(無利子)	貸与(無利子)	貸与(無利子)
対象		高校等、高専 大学、短大、専修(高等・専門)	高校(定時制課程又は通信制課程)	高校等、高専 大学、短大、専修(高等・専門)	高校等、高専 大学、短大、専修(高等・専門)	高校
実施機関・問い合わせ先		・在学する学校の奨学金担当 ・宮崎県庁:財務福利課 TEL. 0985-32-4472	・在学する学校の修学奨励資金担当 ・宮崎県庁:財務福利課 TEL. 0985-44-2604	・各市町村の社会福祉協議会 ・宮崎県社会福祉協議会 TEL. 0985-22-3145 ・宮崎県庁:国保・援護課 TEL. 0985-26-7063	・市にお住まいの方一各市役所 ・郡市にお住まいの方 →お住まいの町村を所管する以下の県福祉事務所 中央福祉こどもセンター、南部福祉こどもセンター、北部福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、西臼杵支庁福祉課	宮崎県庁:山村・木材振興課 TEL. 0985-26-7166
申込窓口		在学する学校(予約採用は中学校)	在学する学校	各市町村の社会福祉協議会	上の「実施機関・問い合わせ先」と同じ	各市町村 ※一部取扱いのない市町村あり。
応募資格		・申請者の主たる生計維持者が宮崎県内に居住していること ・高校等、高専、大学、短大、専修(高等・専門)に在籍していること ・向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な者であること。	・県内の高校の定時制又は通信制の課程に在学していること(又は、県内に住所を有し、県外の高校の広域の通信制課程に在学していること) ・継続して収入を得ることができる職業に就いていること ・経済的理由により著しく修学が困難で、所得制限額の要件を満たす者 ・在学する高等学校において定められた教育課程を原則として4年以内で終了し、卒業までに至る学習計画を有すると認められ、年間18単位以上の単位数を履修していること。	所得世帯に属する者で、就学あるいは入学に際し、経費を必要とする者。	母子父子家庭の母、父、寡婦	県内に住所を有する森林所有者及び林業事業者の子弟で特来林業に従事することを旨とする者。
二重貸与等の禁止		日本学生支援機構・母子父子家庭福祉資金との併給不可。(併給は可)	日本学生支援機構又は宮崎県育英資金との併給不可。	他の制度による貸付が受けられる場合は、他の制度による貸付が優先。	日本学生支援機構・宮崎県育英資金との併給不可。	-
内容		向学心に富み、優れた素質を有しながらも経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を無利子で貸与。	勤労青少年の高等学校の定時制及び通信制の課程の修学を促進するため、奨学金を無利子で貸与する。卒業した場合は申請により返還が免除される。	【教育支援費】 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費。 【就学支援費】 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費。	母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的自立の助成と生活営営の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、子の就学に係る費用の貸付を行う。 〔修学資金〕 高等学校、大学又、高等専門学校又は専修学校に就学するのに必要な経費。 〔就学支援費〕 高等学校、大学又、高等専門学校又は専修学校の就学支度に必要な経費。	将来林業に従事することを旨とする高校生を対象に、奨学金を無利子で貸与、 林業に就業した場合、返還免除。 ※「林業就業」:林業に関する業務に従事し、その就業期間が半年を超える状態。
貸与・貸付金額(限度額)	月額貸与	【一 般】 高校等 国公立:18,000円(自宅外:23,000円) 私 立:30,000円(自宅外:35,000円)	14,000円	【教育支援費の貸付限度額】 35,000円以内	【奨学金の貸付限度額(月額)】 国公立:18,000円以内(自宅外:23,000円以内) 私 立:30,000円以内(自宅外:35,000円以内)	自 宅:15,000円 自宅外:20,000円又は25,000円の選択制
		【へき地】 高専 国公立:27,000円(自宅外:38,000円) 私 立:34,000円(自宅外:45,000円)	-	60,000円以内	国公立:21,000円以内(自宅外:22,500円以内) 私 立:32,000円以内(自宅外:35,000円以内)	-
		大学 国公立:44,000円(自宅外:50,000円) 私 立:53,000円(自宅外:63,000円)	-	35,000円以内	国公立:18,000円以内(自宅外:23,000円以内) 私 立:30,000円以内(自宅外:35,000円以内)	-
		短大 国公立:44,000円(自宅外:50,000円) 私 立:52,000円(自宅外:59,000円)	-	65,000円以内	国公立:45,000円以内(自宅外:51,000円以内) 私 立:54,000円以内(自宅外:64,000円以内)	-
		専修(専門)	-	60,000円以内	国公立:45,000円以内(自宅外:51,000円以内) 私 立:53,000円以内(自宅外:60,000円以内)	-
		入学時	-	-	【就学支援費】 500,000円以内(対象は教育支援費と同じ)	【就学支援費】 学校の種別や通学元(自宅・自宅外)によって異なりますので、問い合わせ先までお問い合わせください。
	貸与・給付期間	正規の修業年限内	貸与を受けた月数を通算して4年以内。	正規の修業年限内	正規の修業年限内	正規の修業年限内
募集人数(予定)	高校等 大学等	予算の範囲内	予算の範囲内	-	予算の範囲内	各市町村の予算の範囲内
申込時期(予定含む)	中学3年時	予約採用	在学採用	緊急採用	-	-
	高校等在学時	9月	-	-	-	-
	大学在学時	-	4月	随時	4月～5月	随時
	大学在学時	-	4月	随時	-	-
採用要件	学力要件等	前学年評定平均3.0以上 学力要件に満たない場合、特例推薦制度あり	勉学意欲があり、高等学校等の課程を確実に修了できる見込みがあること	【経済的要件】:所得制限額 ・本人が自立している場合、前年の所得が279万円以下 ・本人に扶養している者があっても又は本人を扶養している者があるときは、その者又はその者を扶養している者の前年の所得が、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額に1.92を乗じて得た額以下	-	-
	経済的要件	おおむね4人世帯で約700万円未満 ※大学:約840万円未満	失業や災害等による家計急変	おおむね市町村民税非課税程度	申請書の内容(本人及び家族の状況とその収入等)を総合的に審査する	各市町村において、申請書の内容(本人及び家族の状況とその収入、育英資金を希望する理由等)を個別に審査する
	人物要件	学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好で、奨学金の返還について十分な責任感があると認められる者	学校長の推薦が必要	-	-	-
保証人の有無	[連帯保証人2名] ①父母又はそれに代わる方 ②父母とは別に独立して生計を営み、債務保証能力のある方	[連帯保証人2名] ①父母又はそれに代わる方 ②父母とは別に独立して生計を営み、債務保証能力のある方	無 ※世帯内で連帯借受人が必要	原則無 ※対象児童が連帯借受人になる	有	
返還期間	貸与を受けた期間の4倍以内(最大20年)	貸与を受けた月数の通算に相当する期間内	据置期間経過後、20年以内	据置期間経過後、貸与を受けた期間の4倍以内	借受期間の3倍	
返還猶予	卒業後6か月経過後、返還開始 ※返還開始後、在学中等の場合は猶予申請可	在学中、災害、疾病その他やむを得ない理由に該当する場合は1年以内の猶予可(通算5年の延長可)	卒業後6か月以内	卒業後6か月経過後、返還開始 ※返還開始後、在学中等の場合は猶予申請可	卒業後2年間(引き続き大学等に進学した場合は、大学等を卒業後2年間)	

※高校等・・・高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部